

交流情報センター

上映会

交流情報センターでは、センター内『視聴覚室』で定期的に映画などの上映を行います。

入場料や申し込みなどの必要はありません。

お気軽にお越しください。

10月11日(日)

映画 クリフハンガー

時間：午前10時～正午 上映時間：113分
カラー／日本語吹き替え／1993年公開／アメリカ・フランス

監督：レニー・ハーリン

脚本・主演：シルベスタ・スタローン

内容：スタローンがSFXに頼らず、イタリア・アルプスの超高所で決死のロケを敢行！

高度4,000Mの雪山で、冷酷非情の犯罪者集団と壮絶な死闘を繰り広げる！

アニメ タンタンの冒険旅行 ～ななつの水晶球と太陽の神殿～

時間：午後1時15分～2時30分 上映時間：75分
ペルーを舞台に繰り広げられる、タンタンの壮大な冒険物語！

10月25日(日)

映画 雨の朝パリに死す

時間：午後2時～4時 上映時間：116分
カラー／字幕／1954年公開／アメリカ

監督：リチャード・ブルックス

出演：エリザベス・テイラー、ヴァン・ジョンソン
内容：新進作家と結婚したビッキーの華やかで奔放な生き方と悲劇的な最期を描いたメロドラマ。花の22歳、宝石のようにあでやかなエリザベス・テイラーの官能的な妖しさと美しさをあますところなく描き出す。

問い合わせ先 交流情報センター ☎ 287-8411

食品添加物 天然ならば安心か

●食品添加物の指定

食品衛生法では、食品添加物を、「食品の製造の過程において、または食品の加工もしくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの」と定義しています。その物質が化学的合成品であるか天然ものであるかを問わず、厚生労働大臣が物質ごとに専門家の意見を聞いて指定した場合に限り使用が認められます。

こうした指定制度の目的は、生命・健康を害するようものの添加防止にありますから「安全性が実証されるか確認されるもの」であることが第一の要件です。「安全性」の基準は「人の健康を損なうおそれのないものであることです。」「おそれのない」ということは、専門家の意見が分かれるような灰色のものは認めない、疑念のない純白のものを指定するという意味と解されます。基準としては問題ないのですが、問題は実際に「おそれのない」ものだけが指定されているからです。第二の要件は、豆腐の凝固剤のように食品の製造・加工に必要なものなど、消費者に利点を与えるものであることです。第三の要件は、食品の品質を偽装するような、消費者に不利益を及ぼすものでないことです。第四の要件は、原則として化学分析等により添

かしこい消費者

加を確認できるものであることです。

●使用できる食品添加物

95年に指定制度の適用対象を化学的合成品のみから化学合成品でないすべての添加物に拡大したときに、長年使用されていた指定要件に適合するとみられるものを名簿に収載して使用を認めました。これが既存添加物と言われるもので、418品目あります。さらに、指定制度の適用されない動植物から得られる天然香料約600品目と一般飲食物添加物約70品目も使用されています。

消費者は天然由来のもの、非合成品ならば安全と考えがちです。しかし、既存添加物は安全性のチェックをせずにリストアップしましたので、現在安全性をチェックして問題があるものをリストから削除しているところ です。

●食品添加物の表示

使用されている食品添加物は、原材料欄の終わりのほうに原則として物質名で表示されています。しかし、調味料など一括名表示だけでよいものがあること、表示義務があるのは包装品だけに限られることなど、消費者が自分は何を食べているかを認識できないものも少なくありません。

(国民生活センター発行「くらしの豆知識」より)

熊本市消費生活センター ☎354-4835
役場住民生活課住民係 ☎286-3111 内線111・112
消費者地域相談員

遠山美智子 ☎286-4125・大塚 慶子 ☎286-4792
吉村 静代 ☎286-5914・富田セツコ ☎286-6525